

平成 21 年度第 2 回愛媛県ドメスティック・バイオレンス防止対策推進会議
委員意見概要

(1) 21 年度 DV 防止対策関係事業実施状況及び配偶者暴力相談支援センターにおける
相談状況について

(市川委員)

配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等についてであるが、女性総合センターについては増加しているが、地方局については、減少しており、20 年度以降の相談件数は 1 ケタにまでなっているのはなぜか。

(子育て支援課)

推測ではあるが、東予地方においては、市の婦人相談員の活動が活発に行われてきたため、地方局が受ける相談が減少しているのではないかと考えている。

(塩崎会長)

DV 相談ナビについては、開設して間もないとは思いますが、利用状況は分かるのか。

(子育て支援課)

相談の電話が、DV 相談ナビを経由したもののなかどうかは、相談所側からは分からないのではないかと。しかし、国では、1 年間の利用状況を把握しているかもしれない。国から利用状況の結果が公表されれば、報告いたしたい。

(宮崎副会長)

デートDV の認知度であるが、愛媛大学では主に 1 年生が対象となっている講座でアンケート調査を実施しているので、認知度が低めにでているのではないかと。

(2) 第 1 回 DV 防止対策推進会議における委員意見概要及び関係課による回答について
(未回答分)

(松尾委員)

「子どもの発達段階に応じた人権教育について」に関して「教職員研修の充実を図る」と回答している。そのとおりだとは思いますが、人権教育に目が行き届く時間のゆとりがないのが今後の課題かと思う。

(塩崎会長)

若年層向けパンフレットを学校教育機関に配布しているようだが、教職員にもパンフレットが配布されて、それについての研修時間をとることができれば、実効性があるのかと思う。

(松尾委員)

学校現場で研修時間をとることは難しいので、数年ごとに実施される教職員研修で取り入れられればよいと思う。

(客野委員)

年間計画のなかに人権研修を組み込んでいる学校もある。私が講師として招かれたときは、県のDV防止啓発パンフレットを利用して研修を実施させていただいている。

(塩崎会長)

防止啓発パンフレットとともに教師が授業を実施するにあたってのマニュアルがあれば参考になるのではないか。

(前田委員)

教師には、生徒が統一性のある人権教育を受けられるように授業を実施して欲しい。そのためにも教師は人権の知識を十分に身に付けていただきたい。ただ、教師も人権問題を専門にやっているわけではないので、マニュアル等がないと難しいだろう。

(3) 愛媛県DV防止対策連絡会での協議事項について

(塩崎会長)

「連絡会の公開」の是非について話し合いがあったそうだが、それ以降、公開についての検討は進んでいるのか。

(男女参画課)

1月末に開催した連絡会でのことであるので、それ以降の進展は今のところない。だが、被害者が困ることは報道事項から外してもらうなどして、できる限り公開したいと考えている。

(塩崎会長)

被害者の安全確保について、警察の支援を受けられるということであるが、支援要請は、被害者本人が行うのか、相談機関が行うのか。

(男女参画課)

どちらからも要請することができる。

(4) 意見交換

テーマ：「DV被害者相談の促進について」及び「DV防止のための効果的な広報啓発事業」について

(牧委員)

広報啓発がDV被害者まで届くか、必要なところにいかに届けるかが大事である。

(客野委員)

被害者相談の促進は、効果的な広報啓発につきる。まず、DVをどこに相談すればよいかの広報が大事だ。様々な被害者がいる中、電話で相談を受けたときに相談員が被害者との信頼関係を築くことができるか。信頼関係を築くことができれば、次のプロセスにつながることができる。

(前田委員)

被害者の多くは女性であり、女性の場合、ほとんどの人は買い物のために外出する。スーパー等の目立つところへ啓発資料を置くというのも効果的だと思う。ただ、被害者にとっては、啓発資料を持ち帰ると、それを加害者に発見されるのではないかという恐怖心も持つだろう。啓発資料を持ち帰ってもらえなくても、啓発資料が被害者の目に入ったというだけでも効果があるのではないか。また、相談窓口等の広報については、マスコミに協力してもらえるとよいのではないか。マスコミ報道後の被害者の反響は大きいものがある。

(男女参画課)

県のパンフレットは様々なところに配布しているが、今年は、コンビニにも設置させていただいている。ただ、大きなパンフレットは、人目を気にして被害者等が手に取りにくいとも考えられるので、今後は、バッグに簡単に入るくらいのコンパクトなサイズの啓発資料を作成することを考えている。先ほど配偶者暴力相談支援センターの相談件数について報告したが、以前では、身体的暴力に対する相談がほとんどだったが、最近は精神的な暴力の相談も増えてきていると聞いている。DV防止啓発が浸透してきているのだと感じ

た。啓発活動は、繰り返すことが重要であると実感している。

（客野委員）

啓発はパンフレット等資料によるもののほかに学習会によるものがある。県内各地で草の根レベルの小さな学習会をいかに多く開催していくか。DV防止啓発団体は県下にたくさんある。団体が行政と連携して活動していけば、より密で広がりのある活動が展開されるのではないかと。

（宮崎副会長）

行政機関同士だけではなく民間団体とも連携をとることが必要である。様々な機関・団体の連携を県がサポートし、ネットワークを将来的に構築すべきではないかと。

（前田委員）

被害者の相談体制・フォロー体制は、支援機関ごとにそれぞれ違いがある。被害者の相談・支援にあたっては、立場が違うなりの良さを活かすことができればよいと思う。このためにも、支援機関同士が横の連携を持ち、被害者にとってよりよい相談体制がとれればよい。

（松尾委員）

成長段階に応じた啓発となると、高校生までになるとDVの具体的な話ができる。中学生の段階では、お互いの気持ちを思いやる、相手の立場に立つという教育が将来のDVを防ぐことになるのではないかと。最近は、コミュニケーション能力が不足する生徒が多い。言葉で表現できないということは将来のDV問題につながる。DV問題を違う視点から掘り下げるといった教育の仕方もある。

（市川委員）

広報については、マスコミの力を借りることが、一番即効性がある。DV関係の事業を実施するときには積極的にマスコミに情報を提供するのがよい。

（塩崎会長）

DV相談ナビは、被害者相談の入り口として重要である。しかし、この電話番号を知っている人は少ない。啓発資料にQRコードを載せると、被害者が外出先で啓発資料を目にした時でも携帯電話で簡単に相談機関の情報を入手できるのではないかと。関係諸機関の連

携としては、女性フェスティバル等でDV関係機関の意見交換の場を設けてはどうか。また、DV防止啓発については、思春期から、成長の段階に応じた啓発が必要であり、行政が授業実施にあたってのマニュアル等を作成するなどの支援が必要であると思う。